



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ファインシンター
代表者名 取締役社長 井上 洋一
(コード番号: 5994 東証第2部)
問合せ先 経営管理部長 田中 仁
(TEL. 0568-88-4355)

単元株式数の変更、株式の併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 67 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます)に、株式の併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてかかる趣旨を尊重し、本年 10 月 1 日をもって、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の予定日

平成 28 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている投資水準(5万円以上 50 万円未満)とすることを目的として、株式の併合(5株を1株に併合)の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現在の 5,000 万株から 1,000 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の割合

平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式の併合前の発行済株式総数(平成 28 年 3 月 31 日現在)	22,100,000 株
株式の併合により減少する株式数	17,680,000 株
株式の併合後の発行済株式総数	4,420,000 株

(注)「株式の併合により減少する株式数」および「株式の併合後の発行済株式総数」は、株式の併合前の発行済株式総数および株式の併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合の影響

株式の併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は5倍となります。株式市場の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,774 名(100%)	22,100,000 株(100%)
5株未満	122 名(6.9%)	153 株(0.0%)
5株以上	1,652 名(93.1%)	22,099,847 株(100%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式の併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式の併合」に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式の併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000 万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 主要日程

平成 28 年 5 月 26 日	取締役会
平成 28 年 6 月 23 日 (予定)	定時株主総会
平成 28 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更および株式の併合ならびに定款の一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日は、平成 28 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における当社株式の売買は、平成 28 年 9 月 28 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の 100 株)にて行われることとなります。

以上

(ご参考)

単元株式数の変更および株式の併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更、株式の併合とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更は、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。株式の併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものであり、今般、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更することと、5株を1株に株式の併合を予定しております。

Q2 株式の併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

- A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位(1売買単位あたりの価格)を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、あわせて5株を1株に株式の併合をすることを予定しております(株式の併合実施後の100株は、併合実施前の500株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の5倍となりますが、単元株式数は10分の1(1,000株→100株)となりますので、実質的には投資単位は併合前の2分の1となります。)

Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

- A. 株主様の株式の併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式の併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000 株	2個	400 株	4個	なし
例②	1,000 株	1個	200 株	2個	なし
例③	999 株	なし	199 株	1個	0.8株
例④	500 株	なし	100 株	1個	なし
例⑤	453 株	なし	90 株	なし	0.6株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8株

株式の併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額(端数株式相当分の処分代金)は、平成28年11月下旬から12月上旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式の併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式の併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4 株式の併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式の併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の5倍となります。

Q5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式の併合により端数株式となるため、こ

れを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。
なお、株式の併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q6 株式の併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

- A. 株式の併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

※ 当社株主名簿管理人 : 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以上